

平成27年 教育委員会第1回臨時会 会議録

日 時 平成27年3月31日（火）

午後2時15分～午後2時45分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

- (1) 『議案第31号』平成27年度教育委員会事務局幹部職員の異動
- (2) 『議案第32号』千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- (3) 『議案第33号』千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- (4) 『議案第34号』千代田区立九段中等教育学校教育管理職の業績評定に関する規則等の一部を改正する規則
- (5) 『議案第35号』日比谷図書文化館文化財事務局処務規程等の一部を改正する訓令
- (6) 『議案第36号』千代田区次世代育成支援計画

【子ども施設課】

- (1) 『議案第37号』ちよだパークサイドプラザ処務規程の制定

【指導課】

- (1) 『議案第38号』千代田区科学教育センター規則の一部を改正する規則

第 2 報告

【子ども総務課】

- (1) 平成27年度教育委員会事務局一般職員の異動
- (2) 平成27年度 小・中・中等教育学校入学式出席者名簿（案）

第 3 その他

出席委員（4名）

教育委員長	近藤 明義
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	中川 典子
教育長	島崎 友四郎

出席職員（9名）

子ども・教育部長	高橋 誠一郎
次世代育成担当部長	大矢 栄一
子ども総務課長	村木 久人
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども施設課長	辰島 健

子育て対策担当課長	加藤 伸昭
児童・家庭支援センター所長	恩田 浩行
学務課長	伊藤 司
指導課長	佐藤 興二

欠席委員（0名）

欠席職員（2名）

参事（子ども健康担当）	田中 敦子
子ども支援課長	北村 雅克

書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	田口 有美子

近藤委員長	開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。
	ただいまから平成27年度教育委員会第1回臨時会を開会します。
	本日、田中参事及び北村子ども支援課長は、公務のため欠席です。
	今回の署名委員は、古川委員にお願いいたします。
古川委員	承知しました。

### ◎日程第1 議案

#### 子ども総務課

- (1) 『議案第31号』平成27年度教育委員会事務局幹部職員の異動
- (2) 『議案第32号』千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- (3) 『議案第33号』千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- (4) 『議案第34号』千代田区立九段中等教育学校教育管理職の業績評定に関する規則等の一部を改正する規則
- (5) 『議案第35号』日比谷図書文化館文化財事務室処務規程等の一部を改正する訓令
- (6) 『議案第36号』千代田区次世代育成支援計画

#### 子ども施設課

- (1) 『議案第37号』ちよだパークサイドプラザ処務規程の制定

#### 指導課

- (1) 『議案第38号』千代田区科学教育センター規則の一部を改正する規則

近藤委員長	日程第1、議案に入ります。
-------	---------------

全部で8件あります。

説明は関連する内容ごとにまとめて取り扱い、採決は議案ごとに行うことといたします。

議案第31号、平成27年度教育委員会事務局幹部職員の異動について、子ども総務課長より説明を願います。

子ども総務課長

それでは、議案第31号、平成27年度教育委員会事務局幹部職員の異動についてご説明いたします。

議案第31号をご覧ください。

1番、平成27年4月1日付の異動といたしまして、新たに教育委員会事務局子ども部長に、現環境安全部長の保科部長が異動します。

また、教育委員会事務局子ども部教育担当部長には、現環境安全部安全生活課長の小川課長が昇任いたしまして、部長として異動いたします。

次に、総括課長の2名につきましては、これは組織改正により、子ども・教育部が子ども部となることに伴う変更でございます。

次の課長級につきましては、5名の異動がございます。

まず、教育委員会事務局子ども部子ども支援課長には、中尾課長が東京都の福祉保健局から参ります。

教育委員会事務局子ども部子育て推進課長には、現子育て対策担当課長の加藤課長が新たに就きます。

教育委員会事務局子ども部子ども施設課長には、現環境安全部副参事の小池課長が就任いたします。

それから、教育委員会事務局子ども部指導課長には、現東京都教育庁指導部の主任指導主事の杉浦課長が参ります。なお、杉浦課長につきましては、教育研究所の所長を兼任いたします。

次に、再任用課長1名につきましては、こちらも組織改正に伴い、子ども・教育部が子ども部が変わることによる変更でございます。

次に、2番目、平成27年3月31日付の転出でございます。

現子ども・教育部長の高橋部長は、会計管理者となります。

次に、現次世代育成担当部長の大矢部長は、区議会事務局長になります。

次に、現子ども施設課長の辰島課長は、保健福祉部の住宅福祉担当課長になります。

それから、現子ども支援課長の北村課長は、東京都総務局行政部の多摩振興担当課長となります。

それから、現指導課長の佐藤課長は、新宿区立早稲田小学校長になります。

次に、3番、平成27年3月31日付兼務解除ということで、こちらは組織改正に伴いまして、現子ども・教育部参事（子ども健康担当）の田中参事は、この職を解除することになります。

ご説明につきましては、以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご質問等がございますか。

どうぞ。

古川委員 教育研究所長の件ですけれども、指導課の課長の方が兼務されることも多いようですけれども、単独で所長になられる方がいる年度と、指導課長が兼任される年度と、何か状況の違いはあるのでしょうか。

指導課長 教育研究所の所長としてふさわしい人材が、業務を引き受けられれば、その年度の研究所長は単独で置くことになっています。ただ、今回の場合もそうですけれども、一身上の都合によりご退職をされて、その後、所長を人選をしていく中で、なかなか適任者が見つからないという場合には、指導課長が兼務するという形になっております。

本来、この研究所の所長は単独で配置したほうが望ましいということに変わりはありません。

古川委員 わかりました。ありがとうございます。

近藤委員長 そのほかはいかがでしょうか。

(なし)

近藤委員長 特になければ、議案第31号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長 全員賛成につき、議案第31号を決定することとします。

続きまして、議案第32号、千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則、議案第33号、千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、子ども総務課長より説明を願います。

子ども総務課長 それでは、議案第32号、千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則でございます。

議案第32号をご覧ください。

こちらは、教育委員会事務局の組織改正に伴いまして、各課の事務分掌の変更についての改正を行うものです。

議案のほう、1枚おめくりいただきまして、2ページ目をご覧ください。

組織改正により新たに設置されます子育て推進課についてです。

こちらの事務分掌、特に(1)次世代育成支援対策の総合的な推進に関すること、それから(2)子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例の推進に係る総合調整に関すること、(3)保育施設の開設等に関すること、それから(5)次世代育成に係る手当、それから(6)医療費の助成に関すること、これらが課の主な業務ということになりますが、これにつきましては、組織改正に当たりまして、処務規則を一部改正した際に、既に改正を行っております。

本日、さらに、内部の事務調整等がございました関係で、こちらの(8)、(9)、次世代育成支援行動計画策定奨励金の交付に関すること、それから赤ちゃん・フラットの開設及び周知に関すること、これらは、子ども総務課でこれまでやっておりましたが、次世代関係の業務を1つにまとめ

るということで、子育て推進課のほうに移管するという事になったものでございます。

そのほか、規定整備ということで、現在の（４）こども園及び幼稚園のあり方の検討に関する事、それから（６）幼稚園園児等保護者補助事業に関する事、これらにつきましては、（４）につきましては、既に終了した事務が残っておりますので、これについては削除いたします。それから、（６）につきましては、（９）と重複の部分がございまして、こちらも規定整備ということで、削除するという事でございます。

次に、その下、子ども施設課のほうでございます。

こちらの（６）ちよだパークサイドプラザの運営管理に関する事、こちら、ちよだパークサイドプラザの運営管理に関する事が、区民生活部のほうから移管されてきましたので、こちらの業務を子ども施設課の本務とするものでございます。

次に、議案第33号のほうをご覧ください。

千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則でございます。

こちら、1枚おめくりいただきまして、3ページ目、ただいまご説明いたしましたちよだパークサイドプラザに関する事務が、区民生活部から子ども・教育部のほうに移管されたことに伴いまして、ちよだパークサイドプラザの館長印を調製するため、そちらについて必要な公印の規定を設けるものでございます。

いずれの改正も、平成27年4月1日から施行いたします。

ご説明につきましては、以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご質問等はいかがでしょう。

組織改正に伴う事務整理、具体的にはどこの課で担当するかという、割り振りという事、そういう調整ですね。

特によろしいですか、ご質問は。

(なし)

近藤委員長

それでは、特にないようです。

採決に入ります。

採決は議案ごとに行いたいと思います。

議案第32号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、議案第32号を決定することとします。

次に、議案第33号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、議案第33号を決定することとします。

続きまして、議案第34号、千代田区立九段中等教育学校教育管理職の業績

評定に関する規則等の一部を改正する規則、議案第35号、日比谷図書文化館文化財事務室処務規程等の一部を改正する訓令について、子ども総務課長より説明を願います。

子ども総務課長

それでは、議案第34号、千代田区立九段中等教育学校教育管理職の業績評定に関する規則等の一部を改正する規則、それから議案第35号、日比谷図書文化館文化財事務室処務規程等の一部を改正する訓令、こちらの2件についてご説明いたします。

本日、議案のほかに、A4判の資料を1枚おつけしてございます。こちらの資料の冒頭、改正理由のところがございますように、こちらの議案第34号、第35号、いずれの改正も、組織改正に伴いまして、規則及び訓令本文中の組織名称等を変更するものが主な変更内容でございます。

改正する規則及び訓令につきましては、規則については、(1)のところに記載しておりますこの5つの規則、それから、訓令につきましては、(2)のところに記載しておりますこの5つの訓令でございます。

いずれも施行日は、平成27年4月1日からでございます。

ご説明につきましては、以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご意見といたしましょうか、ご質問等いかがでしょうか。特によろしいですか。

(なし)

近藤委員長

なければ、採決をしたいと思います。

議案第34号について採決します。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、議案第34号を決定することとします。

次に、議案第35号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、議案第35号を決定することとします。

続いて、議案第36号、千代田区次世代育成支援計画について、子ども総務課長より説明を願います。

子ども総務課長

それでは、議案第36号、千代田区次世代育成支援計画についてご説明いたします。

本日、議案のほかに、資料として概要版という、ホチキスでとじたものをおつけしてございます。こちらの概要版に従って、初めに大まかなところを説明させていただきたいと思います。

こちらの千代田区次世代育成支援計画につきましては、既に本年の第1回の教育委員会定例会におきまして、パブリックコメントをするということで、内容につきましてご説明したところがございます。重複するところもございしますが、もう一度簡単にご説明させていただきます。

それでは、概要版のほうを1枚お開きください。

この計画は、千代田区の次世代育成、子ども子育て全般に関する計画ということになります。区におきます次世代育成関係の計画といたしましては、現在、次世代育成支援行動計画の後期、こちらのほうが現在の計画ということになっております。この計画は、平成26年度までということですので、本日までの計画ということになります。この次世代育成支援行動計画の考え方を継承いたしまして、さらに平成27年度から新たに始まります千代田区第3次基本計画「ちよだみらいプロジェクト」にあわせて、その内容を整理するとともに、平成27年度から実施されます子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」に必要な内容を加えまして、新たな「千代田区次世代育成支援計画」として、これまでの取り組みを継承する形で、次年度からの千代田区におきます次世代、子ども・子育て全般についての計画を定めるものでございます。

2番の基本理念といたしましては、これは現在の次世代育成支援の行動計画の基本理念をそのまま継承しております。

それから、3番の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間でございます。

次に、4番に人口フレームとございますが、区の幼年人口につきましては、計画期間におけます5年間は増加を続けるという想定のもとにこの計画を策定しております。

次に、5番、子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例に基づく取り組みということで、千代田区におきましては、平成27年度からの、いわゆる子ども・子育て新制度の発足に当たりまして、「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」を制定したところでございます。こちらの条例に従いまして、事業者あるいは利用者に対する支援を行うということを、計画上、明記しているものでございます。

次に、1枚めくっていただきまして、4ページ、5ページ、こちらに次世代育成支援事業ということで、区の次世代育成に関する事業全般につきまして、千代田区の平成27年度からの基本計画におきます体系に従い、新たに整理し直して、計画に掲載しております。

次に、1枚めくっていただきまして、最後のページ、6ページ目になります。

子ども・子育て支援事業でございますが、本計画は法定計画でございます子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援計画を含むものとして策定いたします。子ども・子育て支援計画におきましては、向こう5年間の教育・保育、それから地域の子ども・子育て支援事業、これらについての量の見込み、つまりどの程度の需要があるかということと、それに対する確保方策、つまりどの程度の供給をしていくかという、そういったことを数値を示した上で、計画書に記載することになってございます。

こちらの内容につきましては、子ども・子育て会議等で議論いたしまし

て、また、一昨年に実施いたしましたニーズ調査の結果等を踏まえた上で、こちらの数値を算出いたしましたして記載しているものでございます。

こちらの数値につきましては、前回、パブリックコメントの前に、次世代育成支援行動計画として皆様にお示しした際と、数字的には変わってはおりません。

概要についてのご説明は以上です。

本文につきましては、こちら、本日、議案第36号ということで出しておりますのが本文でございます。

内容につきまして、パブリックコメント前と若干変わったところのみご説明いたします。

最初に、目次のところでございますが、真ん中あたりに※印をつけてございますが、この計画が、子ども・子育ての支援事業計画、法定計画でありますこちらの計画を含むものということを明記いたしました。

それから、目次の6番目、7番目ですが、こちらにつきましても、次世代法に基づく次世代育成支援計画事業、これが次世代育成の事業全般ということになります。これと子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業、こちらについて、それぞれ項目を立てて明記するようということで、若干、最初と名称を変えてございます。

次に、28ページ、パブリックコメント前と一番大きく変わったところは、この28ページ、29ページのところでございます。

こちら、パブリックコメントで意見がございまして、千代田区では保育園の待機児ゼロということで、これまでさまざまな局面で話が出てございますが、実際は、特定園留保であるとか、そういった方々がいらっしゃる中で、そういう事実があるということを明記したほうがいいのではないかとご意見がございまして、特定園留保あるいは留保といったことについて、28ページの真ん中の四角よりやや上にあります黒い点のところ、2カ所、「特定園留保」とは、「留保」とはということで、それぞれ定義いたしまして、それぞれ括弧内に、平成27年2月1日時点の特定園留保あるいは留保の児童数を記載しております。

また、待機児童の定義を明確にしたほうがよいというご意見がございましたので、29ページのところに、平成27年1月14日に厚生労働省通知で出ました待機児童の定義、これをそのまま記載する形で、待機児童とはどういうものかというのを明らかにしているところでございます。

大きな変更点につきましては、以上でございます。

こちらの計画に従いまして、これから先5年間の次世代育成全般についての施策を進めてまいります。

なお、この計画の内容につきましては、今後のさまざまな諸条件の変化、そういったものに応じまして、必要に応じ、子ども・子育て会議の意見を聞いた上で、この教育委員会定例会の場におきまして議決をいただいて、変更を加える、そういったことも考えているところでございます。



近藤委員長 ご説明は以上です。  
ありがとうございます。  
いかがでしょうか。ご質問等はございますか。

中川委員 議案の4ページですけれども、基本理念ということで、計画の基本となる6つの文言が出ているんですけど、記述が統一されていないので、6番目は、「区民の主体的な取り組みを尊重した子育て支援サービス」という形にしたほうがいいと思いました。これは1つの意見ですが。

近藤委員長 いかがでしょうか。  
どうぞ。

子ども総務課長 こちらの基本理念につきましては、先ほども申し上げましたが、ここ10年間、千代田区の基本理念ということで、こちらの6つの視点についても、この表現でこれまで記載してきているものでございます。今、中川委員からご意見ありましたので、そのご意見は今日ちょっとお預かりさせていただいて、またこの先、恐らくこの計画の見直しをすることになると思いますので、その際にご意見も参酌した上で、この基本理念の中の視点についても、少し表現を変えさせていただきたいと思っております。

近藤委員長 今、見直しをとおっしゃったのは……

子ども総務課長 こちらについては、今回はこの表現でお願いしたいと考えてございます。また改めて、こちらの計画、内容について見直す機会があるかと思っておりますので、その際にもう一度検討し直していきたいと考えてございます。

近藤委員長 わかりました。そういう意味ですね。  
そのほかはいかがですか。ご質問等ございますか。ほかには特にないでしょうかね。  
今、中川委員のほうからご質問があった部分については、今までの流れをある程度継承した部分があるということ、それから、今の中川委員の意見は、いずれ見直しを図りながらというんでしょうか、改定がある際にはその部分を、しっかり意見を取り入れていきたいという、そういうことで採決をしたいと思っておりますが、よろしいですか。

(了 承)

近藤委員長 それでは、議案第36号について採決をします。  
賛成の方は挙手を願います。  
(賛成者挙手)

近藤委員長 全員賛成につき、議案第36号を決定することとします。  
続きまして、議案第37号、ちよだパークサイドプラザ処務規程の制定について、子ども施設課長より説明を願います。

子ども施設課長 議案第37号、ちよだパークサイドプラザ処務規程の制定について、資料に基づき説明いたします。  
本件は、先ほども議案第32号でご議決いただきましたが、ちよだパークサイドプラザの管理運営に関する事務が、区長から教育委員会に委任されるため制定するものでございます。

制定内容につきましては、この資料の次ページ以降の資料（案）のとおりでございます。

なお、施行期日につきましては、平成27年4月1日から施行といたします。

説明は以上です。ご審議のほど、お願いいたします。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご質問はいかがでしょうか。特によろしいですか。

（なし）

近藤委員長

それでは、議案第37号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

近藤委員長

全員賛成につき、議案第37号を決定することとします。

続いて、議案第38号、千代田区科学教育センター規則の一部を改正する規則について、指導課長より説明を願います。

指導課長

それでは、議案第38号、千代田区科学教育センター規則の一部を改正する規則について、教育委員会資料に基づきましてご説明申し上げます。

この議案につきましては、3月24日の定例会におきましてご協議いただいた内容でございます。

議案第38号は、新旧対照表ということで、下線部のついているところでございます。

主な改正理由といたしましては、科学教育に対して、より充実した施設や指導者の活用ができるように、設置場所の変更等、運営に関する規程を整備したものでございます。

改正概要につきましては、前回ご説明したとおりでございます。

なお、こちらの施行期日につきましては、平成27年4月1日からの施行の予定になってございます。

説明は以上でございます。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。ご質問等はございますか。

（なし）

近藤委員長

特になければ、議案第38号について採決をしたいと思っております。

賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

近藤委員長

全員賛成につき、議案第38号を決定することとします。

## ◎日程第2 報告

### 子ども総務課

（1）平成27年度教育委員会事務局一般職員の異動

（2）平成27年度 小・中・中等教育学校入学式出席者名簿（案）

近藤委員長	<p>続きまして、日程第2、報告に入ります。</p> <p>全部で報告事項は2件ございます。</p> <p>子ども総務課長より報告を願います。</p>
子ども総務課長	<p>それでは、子ども総務課からの報告事項、2件でございます。</p> <p>まず、1件目が、平成27年度教育委員会事務局一般職員・再任用職員の異動の内示についてでございます。</p> <p>本日、資料をおつけしてございますので、こちらのほうをご覧いただきたいと思えます。</p> <p>個々の異動についてご説明はいたしません、こちらの資料のとおり、平成27年度より新たな職員体制で事務局の業務を進めてまいります。</p> <p>それから、(2)平成27年度小・中・中等教育学校入学式出席者名簿の案でございます。</p> <p>こちら、本日、資料を1枚おつけしてございます。</p> <p>今年度、入学式につきましては、小学校が4月6日月曜日の10時半から、中学校が同じく13時から、中等教育学校が14時からとなっております。それぞれご出席いただく委員の方、それから管理職員の方につきましては、こちらの名簿のとおりでございますので、もしご都合が悪いとかそういったことがございましたら、至急子ども総務課までご連絡いただきたいと思います。</p> <p>ご説明につきましては、以上です。</p>
近藤委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ご質問はございますか。よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
近藤委員長	<p>それでは、先へ進んでまいります。</p>

### ◎日程第3 その他

近藤委員長	<p>その他報告事項に入ります。</p> <p>その他、何かございますか。よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
近藤委員長	<p>それでは、教育委員のほうからはいかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
近藤委員長	<p>では、特にないようです。</p> <p>以上をもって本日の臨時会を閉会いたします。終わります。</p>